

感染症について

- 病気に感染した恐れがある場合には、速やかに医療機関を受診し、適切な治療を受けてください。
- 感染症にかかった場合、必ずお知らせ下さい。お子様の健康回復と二次感染予防のため、自宅にて十分静養してください。
- 登園許可願いは、必ず医師の指示に従い「こども園」に通っていることを伝え、登園しても良いかを確認し、保護者の方が記入し園に提出して下さい。

登園許可願いが必要な病気の一覧

(医師の診断を受けたうえで、保護者の記入が必要な病気の一覧)

感染症	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過してから
風疹	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜炎 （プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから

感染症	登園のめやす
百日せき	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌 感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染病紅斑 （リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	解熱後1日以上経過し、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと

※園は、乳幼児が集団で長時間生活をする場です。まん延防止だけでなく、他の病気を併発しないためのも決められた期間はお休みください。また、完治してからの登園をお願いします。

(参考出典)

[厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」](#)